資料11

国連人権理事会は
日本政府に何を求めたのか

日本弁護士連合会 国際人権問題委員会 編

国連人権理事会は日本政府に何を求めたのか

発行日　2008年12月

発行者　日本弁護士連合会

編集者　日本弁護士連合会 国際人権問題委員会
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
Tel.03-3580-9741

日弁連国際人権ライブラリーURL
http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/index.html

JFBA
Japan Federation of Bar Associations

国連人権理事会によるUPR審査

UPR(Universal Periodic Review、普遍的定期的審査)とは

2006年に国連人権機構改革により新設された人権理事会により行われる新しい制度で、4年ごとに全ての国連加盟国の人権状況が審査される(ただし、理事国は任期中に審査を受ける)。* ＊現在の制度設計では、第1回審査が4年以内

2007年6月、国連人権理事会で、UPR制度の概要が決まり、2008年から開始された。

日本は理事国として、2008年5月のUPR作業部会で審査を受け、その結論は2008年6月の人権理事会本会合で採択された。

審査の基準

1. 国連憲章
2. 世界人権宣言
3. 審査対象国が締約国となっている人権諸条約
4. 理事国選挙や人権理事会での演説等で表明された審査対象国の自主的な誓約
5. 適用可能な国際人道法

審査の基礎となる情報

1. 審査対象国の政府報告書(最大20頁)
2. 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)が作成する条約機関・特別手続等の国連文書の要約(最大10頁)
3. OHCHRが作成するNGO等ステークホルダーから提供された情報の要約(最大10頁)

審査の具体的な流れ

1. 審査の基礎となる文書の作成提出
2. 他の理事国・オブザーバー国は事前に書面で質問を提出
3. 作業部会(人権理事会と同じ構成=47理事国+オブザーバー参加の国連加盟国)での審査
   - ■1ヵ国の審査は3時間で「相互的対話」として行われる
   - ■トロイカ報告者(理事国の中から抽選で選ばれた各審査対象国の審査担当となる3ヵ国の代表)が審査を担当
   - ■NGOは参加できるが発言はできない
   - ■トロイカ報告者が作成した審査報告書を作業部会で採択
4. 人権理事会本会合(47理事国+オブザーバー参加の国連加盟国)への作業部会報告書提出・討議・結論採択
   - ■作業部会で採択された審査報告書の報告
   - ■結論採択前に審査対象国、他の国連加盟国の他NGOも発言の機会がある
   - ■結論採択のための討議は1ヵ国につき最長1時間
5. 結論の実施・フォローアップ

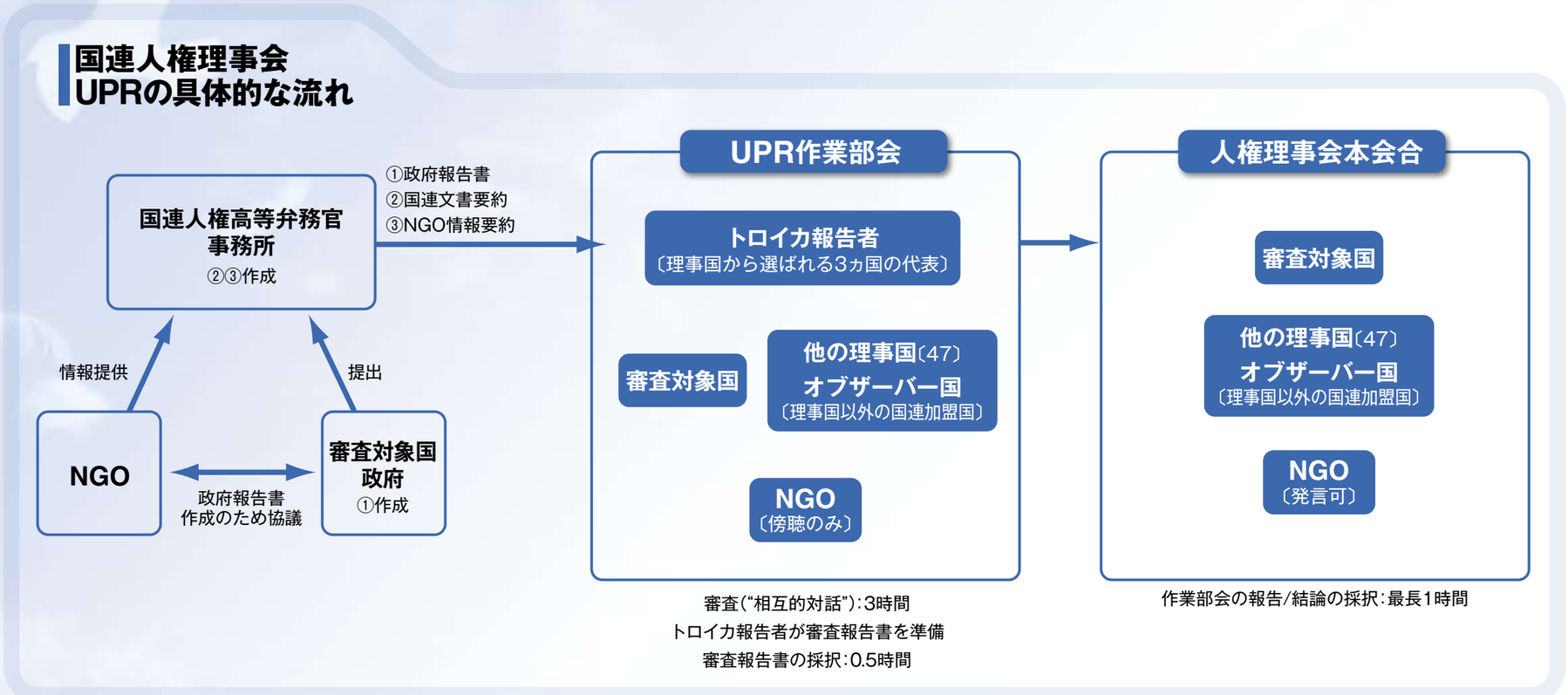

自由権規約委員会等条約機関による報告書審査制度との違い及び関係

- ■条約機関による報告書審査は条約の締約国対象、UPRは国連全加盟国が対象
- ■条約機関による報告書審査は個人専門家による審査、UPRは国家による相互審査(ピア・レビュー)
- ■UPRは条約機関の報告書審査と重複せず、これを補足し、価値を付加するものとされている
- ■条約機関の総括所見等はUPR審査の基礎情報とされる

UPRにおいてNGOに期待される役割

- ■審査対象国の自主的誓約はUPRの基準とされ、結論に盛り込まれる
  - ▸▸▸政府に対し、自主的誓約を表明するよう働きかける
- ■政府報告書の作成過程において、政府はNGOと協議することが奨励される
  - ▸▸▸政府に対し、NGOとの協議を求める
- ■NGOは審査の基礎となる情報をOHCHRに提出できる
- ■NGOはUPR作業部会及び結論が採択される人権理事会本会合に参加し、人権理事会本会合では、結論採択前に発言ができる(トロイカ報告者・理事国・他の国連加盟国への働きかけ)
- ■理事国政府に対し、政府代表団に専門家を含めるよう、特にトロイカ報告者として専門家を指名するよう働きかける
- ■国連加盟国政府に対し、他の審査対象国の人権状況に関する発言について働きかける

パレ・デ・ナシオンで開催されたNGOブリーフィング

日本への勧告と評価

勧告内容

（　）内は勧告の項目に対応している

●受け容れた勧告●

13勧告

- パリ原則に基づく国内人権機関の設置（2, 3）
- 女性に対する差別、少数民族に属する女性に対する差別の撤廃（7, 8）
- 性的指向に基づく差別の撤廃（11）
- 女性・子どもに対する暴力の撤廃（14）
- 女性・子どもに対する人身売買との闘いの継続（15）
- 常居所から不当に連れ去られた子ども、又は常居所に戻ることができない子どもが即座に戻れるような仕組みを作ること（ハーグ子奪取条約の批准）（16）
- 子どもに対する体罰の禁止（17）
- 難民認定審査手続を拷問等禁止条約などの関連の人権条約と整合するものとし、必要な場合には移住者に国が法律扶助を提供すること（20）
- 引き続き社会経済的に発展する必要がある国を経済的に援助し、発展の権利を実現する世界的取り組みに対する支援を拡大すること（24）
- インターネット上の人権侵害防止の経験を他国にも伝えること（25）
- 国内レベルでUPR手続のフォローアップに市民社会を十分に参加させること（26）

●検討を約束し、もしくはその他の対応を示した勧告●

4勧告

- 自由権規約第二選択議定書を除く、人権諸条約についての署名・批准（自由権規約第一選択議定書、拷問等禁止条約選択議定書、女性差別撤廃条約選択議定書、移住労働者権利条約、障害者権利条約、強制失踪防止条約、子の奪取条約）と人種差別撤廃委員会個人通報受理権限の受諾について検討する（1）
- 人権理事会の特別手続に対して継続して受け容れることについて検討する（4）
- 国際監視システムによって入管収容施設を調査することを認めることについて検討する（21）
- アイヌの土地その他の権利などについて見直しを行い、国連先住民族の権利に関する宣言と整合させること（19）

（国連先住民族の権利に関する宣言を実施できるよう先住民との話し合いを始める方策を模索することに関しては、2008年6月6日の国会両院において可決されたアイヌ民族に関する決議を受け、官房長官が声明を発し、日本政府は声明に従って政策を検討している。）

●受け容れなかった、もしくは検討を約束しなかった勧告●

9勧告

- 「慰安婦」問題について国連のメカニズムの勧告に真摯に対応すること等（5,18）

（日本政府は、アジア女性基金によって示された日本国民のシンパシーに関して、国際社会の理解を促進していくとしている。）

- 平等と非差別の原則に適合するよう国内法を改正し、人種差別、差別、外国人嫌悪を禁止する国内法を緊急に制定すること（6）
- 在日コリアンに対するあらゆる形態の差別を撤廃する対策を講じることなど（9,10）
- 停止や廃止を視野に入れて死刑について緊急に検討すること（12）

（日本政府は、死刑執行停止の立場には立たないとしている。）

- 警察における取調べをモニターする方法について検討し、代用監獄制度のもとにおける警察での長期勾留の利用について再検証すること（13）

（日本政府は、人権に留意した適切な処遇、代用監獄制度のもとにおける適切な処遇のために努力を継続する、必要的なビデオ録画の導入には慎重な検討が必要であるが、より適切な取調べのため努力を継続するとしている。）

- 難民認定を審査する独立した機関を設けること（22）

（日本政府は、既に設立されている難民審査参与員制度が難民申請の二次審査を行う中立の第三者機関として運営されているという見解に立っている。）

- 不法滞在が疑われる移住者がいたら法務省のホームページに匿名で告発することを一般市民に呼びかける方式を廃止すること（23）

（日本政府は、人種的・民族的差別の意図は持たないが、不法滞在の取り締まりのためには厳格な法執行が必要であるとしている。）

勧告評価

日本審査では死刑の執行停止を求める声が圧倒的に噴出しました。死刑存置国でも死刑判決は減少の傾向にある中で、死刑判決・執行が増加していることに13ヵ国が強い懸念を表明し、9ヵ国が執行停止を求めました。日本政府は死刑の執行を停止することは、あとで再開したときに残虐であると答えました。死刑の執行をその日の朝まで教えないで、毎日が処刑の日かも知れないという恐怖のもとに過ごすことは残虐ではないのでしょうか。

日弁連が強く勧告を求めたのは代用監獄と警察の取調べの可視化の問題でした。日弁連は志布志事件＊の経過をまとめた映画を国連の会議室で上映するNGOブリーフィングを開催しました。アルジェリア、ベルギー、カナダ、イギリス、ドイツなどが警察拘禁期間を短縮し、取調べのモニタリングを求める勧告・意見を述べました。

6月12日に公表された政府の各国の勧告への対応レポートでは、日弁連が強く求めた死刑の執行停止と代用監獄廃止、「慰安婦」についての国連機関の勧告への対応などについて政府はこれまでの頑なな対応を変えませんでしたが、国連パリ原則に基づく独立した国内人権機関の設置、難民認定手続の改善、女性差別・性的指向による差別の撤廃、女性や子どもに対する暴力の撤廃、子どもに対する体罰の禁止、人身売買との闘いなどの合計13の勧告を受け容れ、障害者権利条約・移住労働者権利条約などの国連条約や個人通報制度を定める自由権規約第一選択議定書、女性差別撤廃条約の選択議定書、独立した査察機関による拘禁施設の査察制度の確立を求める拷問等禁止条約の選択議定書などの批准など合計4の勧告について検討を約束しました。

人権理事会による人権審査は、各国の外交官によって担われる外交的なプロセスです。日本政府が受け容れ、検討を約束した勧告について次の審査までに実施を強く求めていくことが大切です。さらに、この人権理事会の人権審査である普遍的定期的審査（UPR）は、人権の専門家からなる自由権規約委員会や拷問禁止委員会などの条約機関による勧告だけでは、なかなか展望が見いだせなかった、死刑制度や代用監獄・取調べの可視化、個人通報制度や拘禁施設に対する独立査察制度の構築などの人権保障の改善のための重要な課題を解決するプロセスの始まりとなることでしょう。

＊2003年4月の鹿児島県議選で、鹿児島県志布志町（現志布志市）で起きた選挙違反冤罪事件。裁判では、12名の被告人全員に無罪が宣告されました。

日本政府に対するUPR作業部会

UPRと条約機関

期待される条約機関による審査とUPRの相乗効果

国際人権基準の国内実施に向けた日本政府と人権理事会・条約機関との対話及びフォローアップの連続

UPR		条約機関(1990年以降)
	1993	自由権規約審査
	1994	女性差別撤廃条約審査
	1998	子どもの権利条約審査/自由権規約審査
	2001	人種差別撤廃条約審査/社会権規約審査
	2003	女性差別撤廃条約審査
	2004	子どもの権利条約審査
	2007	拷問等禁止条約審査
第1回UPR審査	2008	自由権規約審査/拷問等禁止条約フォローアップ
	2009	女性差別撤廃条約審査/自由権規約フォローアップ
	2010 〜	子どもの権利条約審査/人種差別撤廃条約審査(時期未定) 社会権規約審査(報告書未提出)
第2回UPR審査(予定)	2012	

相互的対話

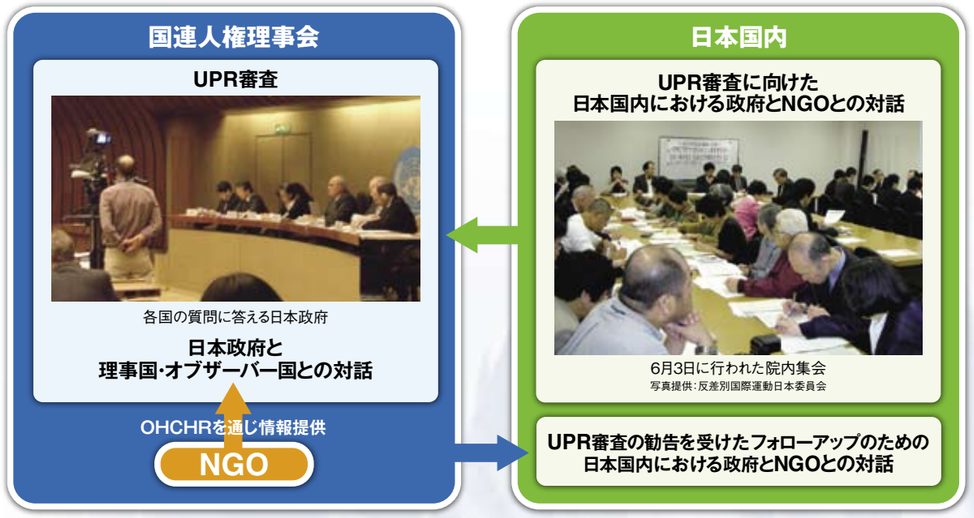

今後の展望

- UPR制度を活かした国内における政府とNGOとの対話のためのフォーラムの構築
- UPRと条約機関による審査の相互的な活用・連動
- UPRにおける外国の人権状況の審査・フォローアップに対する日本の積極的な参加・貢献
- UPR制度の運用・実行の監視と見直しに向けた提言